

一般社団法人アンビシャス・ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アンビシャス・ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県半田市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、子どもの貧困やその連鎖などの社会問題の中で「生きづらさ」を抱える人々がその人らしい生活を営めるように、個々に寄り添いながら学習支援や生活上の支援等を行い、誰もが地域で共に生きられ、居場所をもてるような社会を目指して活動する事を目的とする。

- (1) 多分野にわたる支援者・専門家が相互に連携し、地域の支援力を高める事業
- (2) 社会的孤立・貧困等の社会課題及びその解決策について調査・研究する事業
- (3) 社会的孤立・貧困等の社会課題を抱える当事者に対して支援を行う事業
- (4) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して、入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して、賛助・協力する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において定めた届出により、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 全ての会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利と義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 社員総会

(種別)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 14 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合は、書面又は電磁的方法により議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決及び報告の省略)

第 20 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第22条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上20名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち2名を代表理事とする。

3 理事のうち1名を副代表理事、1名を専務理事とすることができる。

(選任)

第23条 理事と監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事の配偶者又は3等親以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産状況を調査することができる。

(理事会の設置)

第26条 当法人は、理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会は、代表理事が招集し、当法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代

表理事、副代表理事、専務理事の選定及び解職などの職務を行う。

4 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(理事および監事の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期満了までとする。

4 理事または監事は、辞任または任期の満了において、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(理事および監事の解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(理事および監事の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て支給することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 30 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度の次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項第1号及び第2号の書類については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 解散

(解散)

第34条 当法人は、次の事由によって、解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 当該法人が消滅する合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 35 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益法人認定法第 5 条第 17 条イからトまでに掲げる法人

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 36 条 この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 37 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 田中嵩久

設立時理事 橋口大知

設立時代表理事 田中嵩久

設立時代表理事 橋口大知

(設立時社員の氏名及び住所)

第 38 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 三重県員弁郡東員町笹尾東 3 丁目 28 番 21 号

設立時社員 田中嵩久

住所 愛知県豊明市新田町南山 228 番地-1 号 フォルシア 103 号

設立時社員 橋口大知

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アンビシャス・ネットワーク設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 4 月 27 日

設立時社員 田中嵩久 印

設立時社員 橋口大知 印